

農作物等の被害防止に係る野生獣捕獲用箱わなの設置に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内において、農作物等に被害を与えているイノシシ・シカ・サル・アライグマ・ハクビシン・タヌキ・アナグマ（以下「野生獣」という。）の捕獲等を行い、年間を通じた農作物等の被害防止を図るため、年度予算の範囲内で行う野生獣捕獲用の箱わなの設置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 箱わなの種類 イノシシ、シカを対象とするわな（以下「大型わな」という。）、サルを対象とするわな（以下「サルわな」という。）、アライグマ、ハクビシン、タヌキ及びアナグマを対象とするわな（以下「小型わな」という。）の3種類をいう。
- (2) 捕獲 野生獣を箱わなにより捕獲等をするをいう。
- (3) 農作物等 農作物、家畜のエサ等農林水産の用に供するものをいう。
- (4) 町会等 町会・自治会（八王子市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（地域コミュニティの形成に取り組む管理組合を含む。））をいう。

(箱わなの設置申請)

第3条 箱わなの設置を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 土地の所有者又は設置の承諾を得ている者で野生獣による農作物等の被害を受けている営利関係を伴わない個人
 - (2) 野生獣による農作物等の被害を受けている町会等
 - (3) 前号のほか、市長が特に必要と認めた者
- 2 箱わなを設置ができる場所は、屋外とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 箱わなの設置を申請しようとする者（以下「申請者」という。）の所有地又は土地の所有者等による承諾を得ている場所
 - (2) 箱わなの設置に必要な広さがあり、かつ、不特定多数の者の出入りが無く安全を確認できる場所
 - (3) その他、市長が特に必要と認めた条件を満たす場所
- 3 箱わなの設置は、年度内で同一場所において、原則として1種類とする。ただし、被害の状況及び捕獲の必要性等から、大型わな+サルわな又は大型わな+小型わなを設置することも可能とする。
- 4 申請者は、あらかじめ市（獣害対策課）へ相談のうえ、箱わな設置申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。又、申請者が所有していない設置場所の場合は、所有者等による設置承諾書（第4号様式）も添えることとする。

5 前年に引き続き設置を希望する場合も申請（以下「継続申請」という。）を必要とする。

（箱わなの設置決定）

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その被害の状況及び捕獲の必要性等について審査し、箱わなの設置の可否等を決定し、箱わな設置（決定・却下・保留）通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。ただし、継続申請については、決定通知書を省略できる。

2 市長は、前項の規定による箱わなの設置の決定（以下「設置決定」という。）に際して、第6条に規定する事項を条件とする。ただし、保留決定の場合は保留解除の条件を付し、原則一カ月以内に保留条件の解消をしたことを確認することをもって設置決定、それ以外は却下決定と読み替えるものとする。また、継続申請において第6条の責務違反を認める時は、却下できる。

（箱わなの設置・指導）

第5条 市長は、設置決定をしたときは、箱わなを設置する。

2 市長は、箱わなの設置に際して、設置決定を受けた者（以下「利用者」という。）に箱わなの管理方法等について指導・助言する。

（利用者の責務）

第6条 利用者は、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 箱わなの見回り
- (2) エサの用意及び補充
- (3) 箱わな周辺の除草作業
- (4) 野生獣捕獲時の市への連絡

2 利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 箱わなの移設及び又貸し
- (2) 捕獲された野生獣の処分

（箱わなの設置期間）

第7条 箱わなの設置期間は当該年度末までとする。ただし、第8条第2項に定める場合は、この限りでない。

2 設置期間中に、箱わなの撤去を申出る者は、箱わな撤去申出書（第3号様式）又は口頭により市長に申出しなければならない。

（箱わなの撤去）

第8条 市長は、箱わな設置期間が終了したときは、箱わなを撤去する。

2 市長は、第6条に規定する責務を遵守できないと認めるとき、第7条第2項に基づく撤去の申出を受けたとき又は前年度の設置期間を含め、通算した設置期間が1年以上であるにもかかわらず捕獲実績のない小型わなについては、期間満了前であっても、箱わなを撤去することができる。

（野生獣の回収処分）

第9条 市長は、捕獲連絡のあった野生獣を回収し、処分する。

(損害賠償)

第10条 利用者が故意又は重大な過失により、箱わなを滅失し、又は棄損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 箱わな設置期間中に起きた、箱わなに起因する事故の損害は、利用者自らこれを賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この要領の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

箱わな設置申請書

八王子市長 殿

次のとおり、箱わなの設置を申請します。

申請者	名 称												
	住 所 八王子市												
	氏 名												
	電話番号												
	生年月日												
	職 業 自営業・会社員・無職・その他（ ）												
設置場所	八王子市 _____ 所有者												
対象獣	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">〔</td> <td>イノシシ</td> <td>・</td> <td>サル</td> <td>・</td> <td>アライグマ</td> <td rowspan="2">〕</td> </tr> <tr> <td>シカ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ハクビシン タヌキ及びアナグマ</td> </tr> </table>	〔	イノシシ	・	サル	・	アライグマ	〕	シカ				ハクビシン タヌキ及びアナグマ
〔	イノシシ		・	サル	・	アライグマ	〕						
	シカ				ハクビシン タヌキ及びアナグマ								
申請理由 (被害状況)	(被害状況) <input type="checkbox"/> 農作物被害 () <input type="checkbox"/> その他 ()												
承諾事項 <input type="checkbox"/> 右記事項について承諾します。	1. 箱わなは、農作物等被害に係る野生獣の捕獲のみに使用し、別の用途には使用しません。 2. 箱わなは、移設及び又貸しをしません。 3. 箱わな設置期間中の箱わなの管理は、除草作業するなど申請者が責任をもって行います。 4. 使用するエサは申請者が用意し、補充を行います。 5. 申請者は、毎日箱わなを確認し、動物が捕獲されているときは、速やかに市に報告し、自ら処分はしません。 6. 箱わなに不具合が生じた場合は、速やかに市に報告します。 7. 申請者が故意又は重大な過失により、箱わなを滅失し、又は棄損したときは、その損害を賠償します。 8. 箱わな設置期間中に起きた、箱わなに起因する事故の損害は、申請者自らこれを賠償します。												

様

八王子市長
（公印省略）

箱わな設置（決定・却下・保留）通知書

年（ 年） 月 日付により申請のあった、箱わな設置申請について、下記のとおり（設置する・設置しない・保留とする）ことを決定しましたので、通知します。

記

設 置 場 所	
設 置 期 間	年 月 日から当該年度末まで
捕 獲 対 象	〔 イノシシ , サル , アライグマ・ハクビシン シカ タヌキ・アナグマ 〕
設 置 条 件	<p>1 次に掲げる事項を利用者の責務とする。</p> <p>(1) 箱わなの見回り及び管理</p> <p>(2) エサの用意及び補充</p> <p>(3) 箱わな周辺の除草作業</p> <p>(4) 野生獣捕獲時の市への連絡</p> <p>2 次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) 設置した箱わなの移設及び又貸し</p> <p>(2) 捕獲された野生獣の処分</p> <p>3 わなの設置が不要となったときは、申出ること。</p> <p>4 保留解除の条件（原則一カ月以内）</p>
連 絡 先	八王子市産業振興部獣害対策課 （電話）042-620-7375

箱わな撤去申出書

八王子市長 殿

次のとおり、箱わなの撤去を申し出ます。

申 出 者	住 所 氏 名 連 絡 先
設 置 場 所	八王子市
撤去（希望）日	
対 象 獣	
申 出 理 由	

第4号様式（第3条関係）

年 月 日

設 置 承 諾 書

八王子市長 殿

住 所 八王子市

氏 名

連絡先

獣害対策にあたり、下記の場所に箱わなの設置について承諾します。

記

八王子市